

令和5年12月25日

第2回 行政サービスの変革・新庁舎整備検討審議会

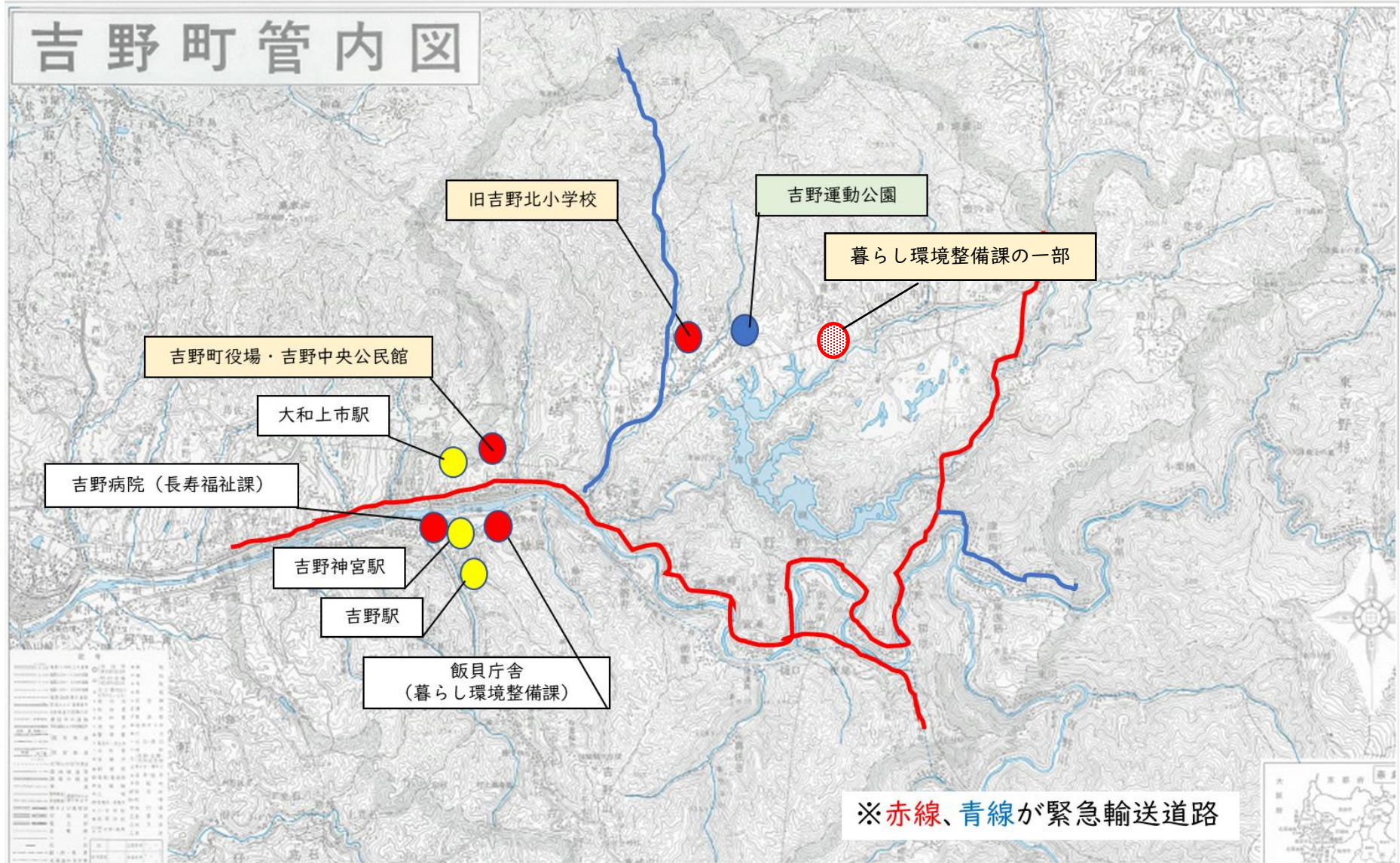
吉野町における 危機管理体制等について

- 災害時における行政の役割
- 激甚化する豪雨災害と現役場庁舎の課題
- ハザードマップ等から見る各施設の状況
- 防災指令拠点に求められる理想像

事務局提出資料

吉野町の主な施設位置図

○ 吉野町の主な施設や駅の状況等は以下の通り。



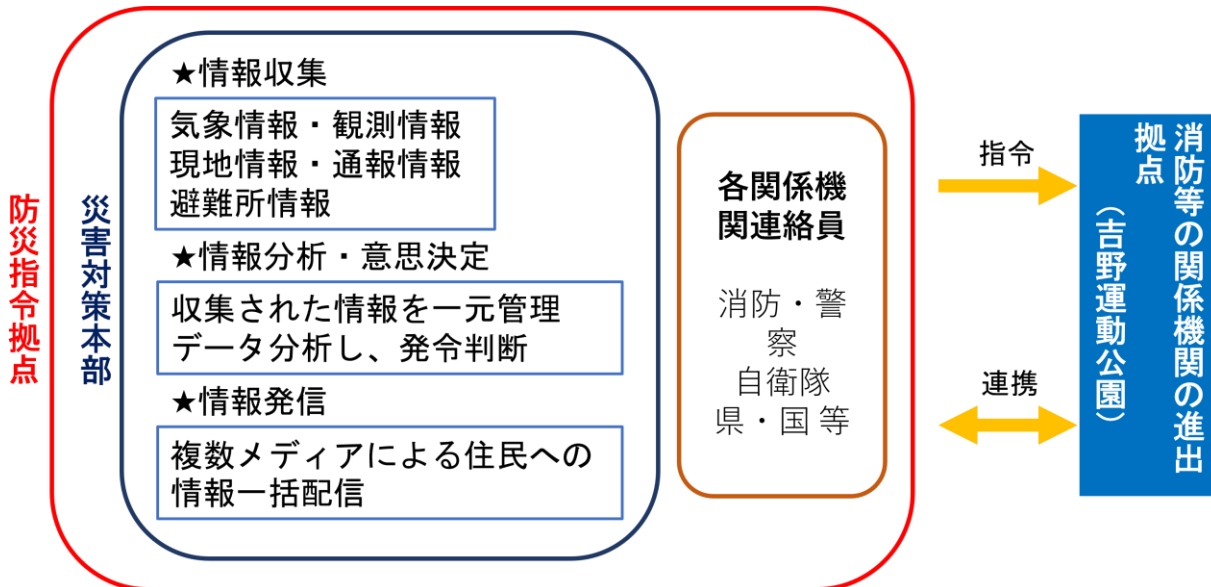
※緊急輸送道路とは

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線

災害時における行政の役割

防災指令拠点とは

- 災害時には、吉野町災害対策本部が組織され、町長をはじめ職員が参集し、気象状況や被害状況等の情報収集、関係機関との調整、活動方針や住民への情報伝達内容の決定など、災害対応に係る意思決定を行う必要がある。
- また、大規模災害時、吉野運動公園に集結した関係機関（消防・警察・自衛隊・県・国など）と連携を図りながら活動する必要があるため、各機関の連絡員が吉野町災害対策本部に参集し、災害対応について協議・連携することとなる。
- つまり、防災指令拠点とは、災害対応に係る意思決定がなされ、各機関への指令が発出される拠点施設（現在は、役場本庁舎がこの役割を果たす施設である。）である。



(災害指令拠点のイメージ)

災害対策本部設置基準について

- 災害時において、町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害の状況を見極め、災害対策本部等を設置することとなる。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、**市町村長は**、市町村地域防災計画の定めるところにより、**市町村災害対策本部を設置することができる。**

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、**必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。**

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

☆災害対策本部の設置といえは、自然災害を思い浮かべがちだが…

- 吉野町地域防災計画では、地震災害・風水害（大雨、洪水、土砂災害、暴風等）の自然災害に加え、**林野火災・航空災害・その他大規模事故等**について設置基準を定めている。

○このほか、

その他大規模災害：鉄道災害・道路災害・危険物等災害・竜巻災害・鳥インフルエンザ感染症対策・その他感染症（パンデミック）対策など

町長が災害対策本部の設置が必要であると認める場合にも災害対策本部が設置される。

防災指令拠点、特に吉野町災害対策本部の役割

- 災害時において、防災指令拠点である本庁舎では、通常業務に加えて、吉野町**災害対策本部を設置し、役場の内外において、以下のような業務に従事する**（各班の詳細な役割については別紙参照）。

項目	主な役割
災害対策本部会議	各種集約した情報や状況を元に協議し、本部長が対処方針の決定
情報収集・発信・共有、 電話対応	気象情報等の把握、避難に関する情報・被害報等の発信 各関係機関からの被害報の確認、住民からの被害報、避難先の問い合わせ等
応急対策	ライフラインの復旧、通行止等の設定、被災者等の輸送、災害物資の輸送、医療機関との連携、被災者調査等
避難所の開設・運営	避難所の開設・受入、自治組織との連携等
復旧対策	災害廃棄物の処理、仮設トイレの設置、被災地及び避難所の清掃、被災家屋の調査・被災認定、罹災証明の発行、義援金の取扱等

- ただし、大規模災害時には、これらの**業務に十分対応できる人員の確保が課題**となるところ、勤務時間外に大規模災害時が発生した場合の職員参集予測は以下の通り。

【前提条件】

勤務時間外に内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯）が奈良県を震源として発生し、町内でも震度6強を記録と仮定し、以下の条件付与でシュミレーションを行った。

（参集方法 徒歩のみとし、時速2km 一日の上限20km/日）

参集率 3時間以内 28.6% 1日以内 62.7% 3日以内 85.7%

【吉野町業務継続計画より】

大規模災害時における吉野運動公園の役割

- **吉野運動公園は、「奈良県緊急消防援助隊※受援計画」に定められた、緊急消防援助隊の進出拠点**であり、大規模災害時には、消防のほか、自衛隊や警察など、関係機関が集結する。

※緊急消防援助隊

被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、消防庁長官等の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。

- 大規模災害発生時には、これらの関係機関の拠点となる**吉野運動公園と、吉野町の防災指令拠点が的確に連携を取りながら、災害対応に当たる必要がある。**

【参考】令和5年10月に吉野運動公園で行われた「奈良県防災総合訓練」では、地域住民、吉野町役場、消防、警察等の**約80機関が集結**し、被災地での救出・救助、復旧活動訓練や、避難所開設・運営等訓練、ヘリコプター等保有機関による訓練等が行われた。



近年激甚化する豪雨災害と大滝ダムの関係

【大滝ダムの洪水調整機能としての役割】

- 紀の川（吉野川）上流の川上村に建設されたダムであり、大雨等の際、上流からの洪水を一時的に貯留することにより、下流への放流量を調整し、下流域での洪水被害の軽減を図る、洪水調整機能としての役割を有している。

【ダムから河川への放流について】

- ダム本体を含む上流域で大雨が降った際には、下流河道の整備状況を踏まえ、最大放流量 $1,200\text{m}^3/\text{S}$ の洪水調節を行い、洪水被害の軽減を行う。（※県では、今後、下流域の河道・護岸整備を行うことにより、最大 $2,500\text{m}^3/\text{S}$ の放流を可能とすることを目標としている。）
- ただし、
 - ① ダムの能力を超えるような大雨・増水により、ダムが満水となること等が見込まれた場合、放流量を、上記最大放流量にかかわらず、ダムへの流入量と同程度となるよう放流する操作（異常洪水時防災操作（ただし書き操作：大滝ダム操作規則第16条））が行われる。
 - ② また、大滝ダムから流れ出た水は、雨や各支流から合流する水を含んだ上で、より多くの水量が下流に流れ込むこととなる。

< 【参考】紀の川（吉野川）に流れ込む主な河川（別添図参照） >

高見川・象の川・津風呂川（津風呂ダム）
竜門川・千股川・丹治川・左曾川

- 近年激甚化する災害の状況等を踏まえた上で、防災指令拠点の検討が必要である。

豪雨災害時における現庁舎での職員参集の課題

【役場本庁舎の職員駐車場について】

- 現在、本庁舎勤務職員は登庁時、吉野川河川敷の駐車場に車を止め、出勤している。
- 河川敷の駐車場は浸水の可能性があり、災害時に参集する職員は、吉野運動公園に駐車し、役場までバスでピストン輸送する必要があり、迅速な災害対応に支障が生じている。
- 具体的には、
 - ・放流量が $400\text{m}^3/\text{s}$ （目安）で河川敷駐車場下段が浸水
 - ・放流量が $600\text{m}^3/\text{s}$ （目安）で河川敷駐車场上段が浸水することとなり、令和5年6月、勤務時間中に発生した台風2号においても、駐車場が浸水し、各職員が災害対応中に、吉野運動公園まで車を移動する必要があった。



駐車場下段が浸水する直前。この後、上段を含めて浸水した。

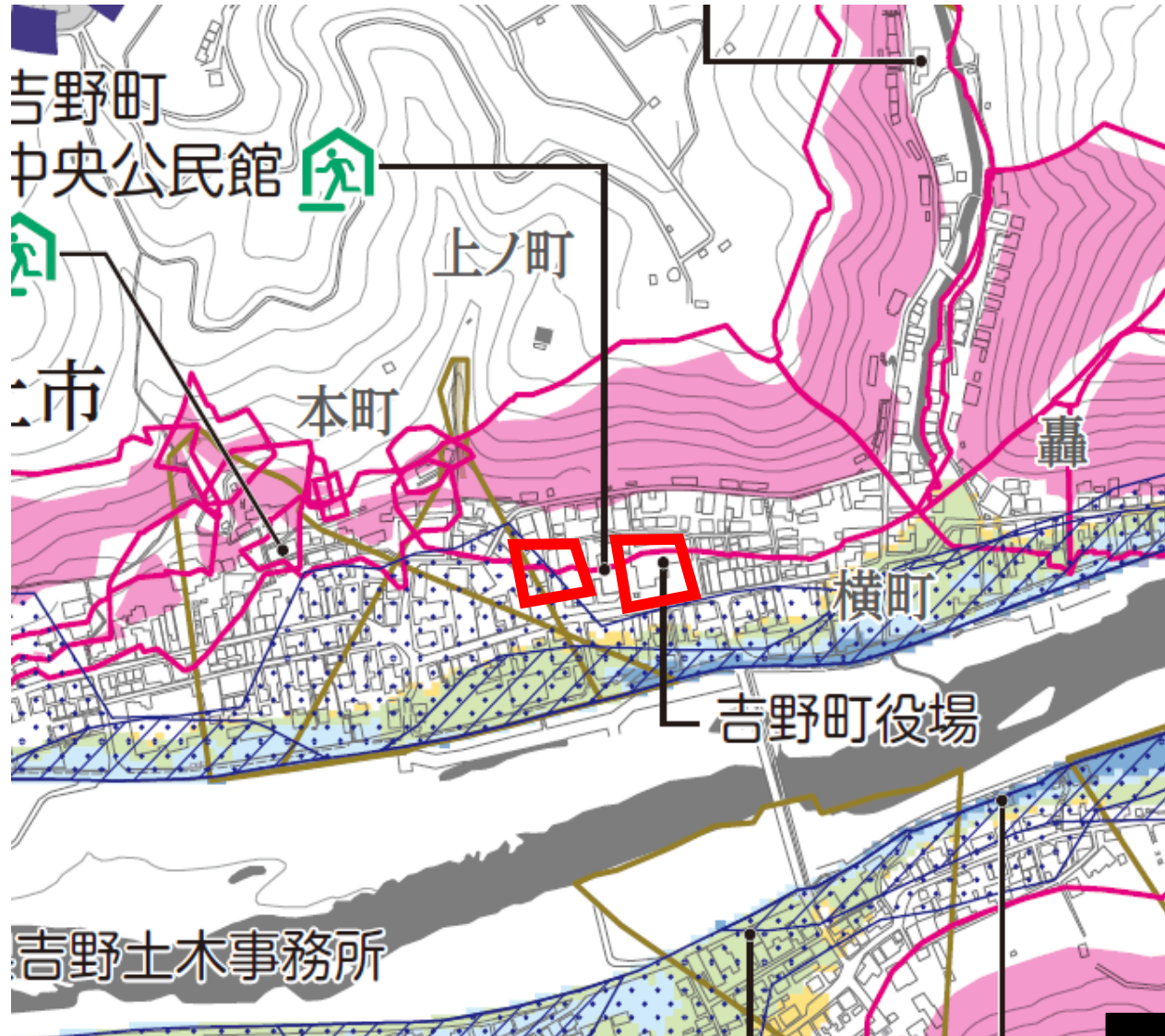
現吉野町役場・吉野町中央公民館周辺のハザードマップ

◆流域治水対策等の必要性

⇒浸水想定区域に含まれない

◆土石流等による被害

⇒敷地の一部がイエローゾーンに含まれる



凡例

浸水区域 (想定最大規模降雨)	家屋倒壊等	土石災害
20m～	河岸侵食	土石流 特別警戒区域(レッドゾーン)
10m～20m未満	氾濫流	土石流 警戒区域(イエローゾーン)
5m～10m未満		急傾斜 特別警戒区域(レッドゾーン)
3m～5m未満		急傾斜 警戒区域(イエローゾーン)
0.5m～3m未満		
0.5m未満		

※想定最大規模降雨とは橋本地点上流域の48時間総雨量が678mmの場合です。

◆その他

⇒木造密集地域である。

⇒施設への進入路が狭い。

⇒施設前の駐車スペースが狭い

旧吉野北小学校周辺のハザードマップ

◆流域治水対策等の必要性

⇒浸水想定区域にない。

◆土石流等による被害

⇒敷地の一部がイエローゾーンに含まれる。

凡例		
浸水区域(想定最大規模降雨)	家屋倒壊等	土石災害
20m~	河岸侵食	土石流 特別警戒区域(レッドゾーン)
10m~20m未満	氾濫流	土石流 警戒区域(イエローゾーン)
5m~10m未満		急傾斜 特別警戒区域(レッドゾーン)
3m~5m未満		急傾斜 警戒区域(イエローゾーン)
0.5m~3m未満		
0.5m未満		

※想定最大規模降雨とは橋本地点上流域の48時間総雨量が678mmの場合です。

◆その他

⇒施設への進入路が狭い。



防災指令拠点に求められること

<危機対応とは>

- ・新しい現実（状況＋資源）を効率的に把握し、関係機関間で情報を共有し、統一された状況認識に基づき適切な意思決定を行うことが求められる。（京都大学防災研究所）

現庁舎の課題

- 災害時、執務室以外に一元的に情報共有する広いスペースがない。
⇒災害対応と通常業務を同フロアで行うことを余儀なくされている。
- 消防・自衛隊等の関係機関やマスコミと情報共有するための連絡員待機場所がない。
- 災害対応の指示等については主に電話回線にたよっており脆弱。
- 非常用電源がなく、小型発電機のみたよっている。
- 備蓄倉庫が離れており、迅速な対応に懸念が生じている。

新庁舎等に必要なもの

- 業務継続を考え、執務室以外の場所で危機対応が集約できるスペースを確保。
- 関係機関等にも情報共有可能なよう、連絡員の待機場所を併設。
- 情報収集、発信のための通信機器の配備。情報共有のためのモニタ等資機材の配備。
- 電力確保の複数ルート化。燃料確保のための手法の検討。（軽油・太陽光・ガスなど）
- 迅速な対応を可能にするために備蓄物資の充実と保管場所の検討。

⇒これらの機能を備えたレイアウトを検討し、町民の命を守ることができる環境を構築。